

2019年度 東京都
個人情報保護制度説明会

個人情報保護制度説明会

～わかりやすい個人情報保護の仕組み～

2019年11月28日

JIPDEC（（一財）日本情報経済社会推進協会）

認定個人情報保護団体事務局

事務局長 篠原治美

nintei-inq@tower.jipdec.or.jp

（JIPDEC法人番号：1 0104 0500 9403）

■ 概要

- 個人情報保護とプライバシー
- 個人情報保護法（2017年改正）のポイント

■ 到達目標

- 個人情報保護法の概要について理解できる
- 個人情報保護の対策について理解できる

■ キーワード

- 個人情報保護、プライバシー、個人情報保護法

■ 受講推奨対象

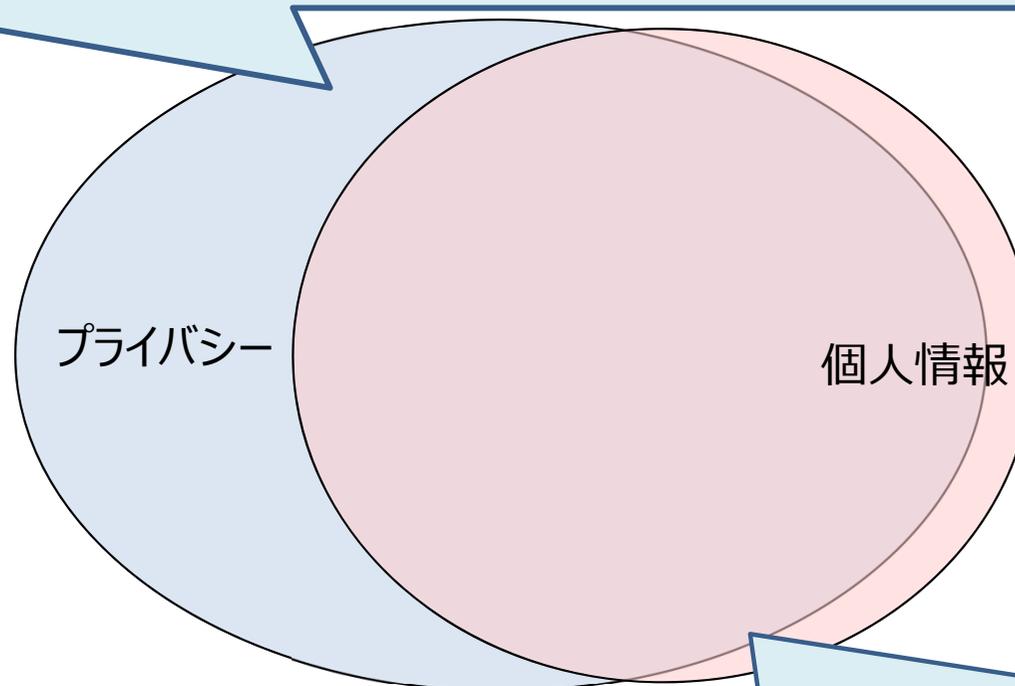
- 自治会、町内会、商店会、消防団、PTA、マンション管理組合等の関係者の方、
その他都内にお住まいの方

1. 個人情報とは
2. 個人情報保護法とは
3. みなさまからの事前質問

個人情報とは

1. 私生活上の事実、またはそれらしく受け取られるおそれのある事柄であること
2. 一般人の感受性を基準として当事者の立場に立った場合、公開を欲しないであろうと認められるべき事柄であること
3. 一般の人にまだ知られていない事柄であること

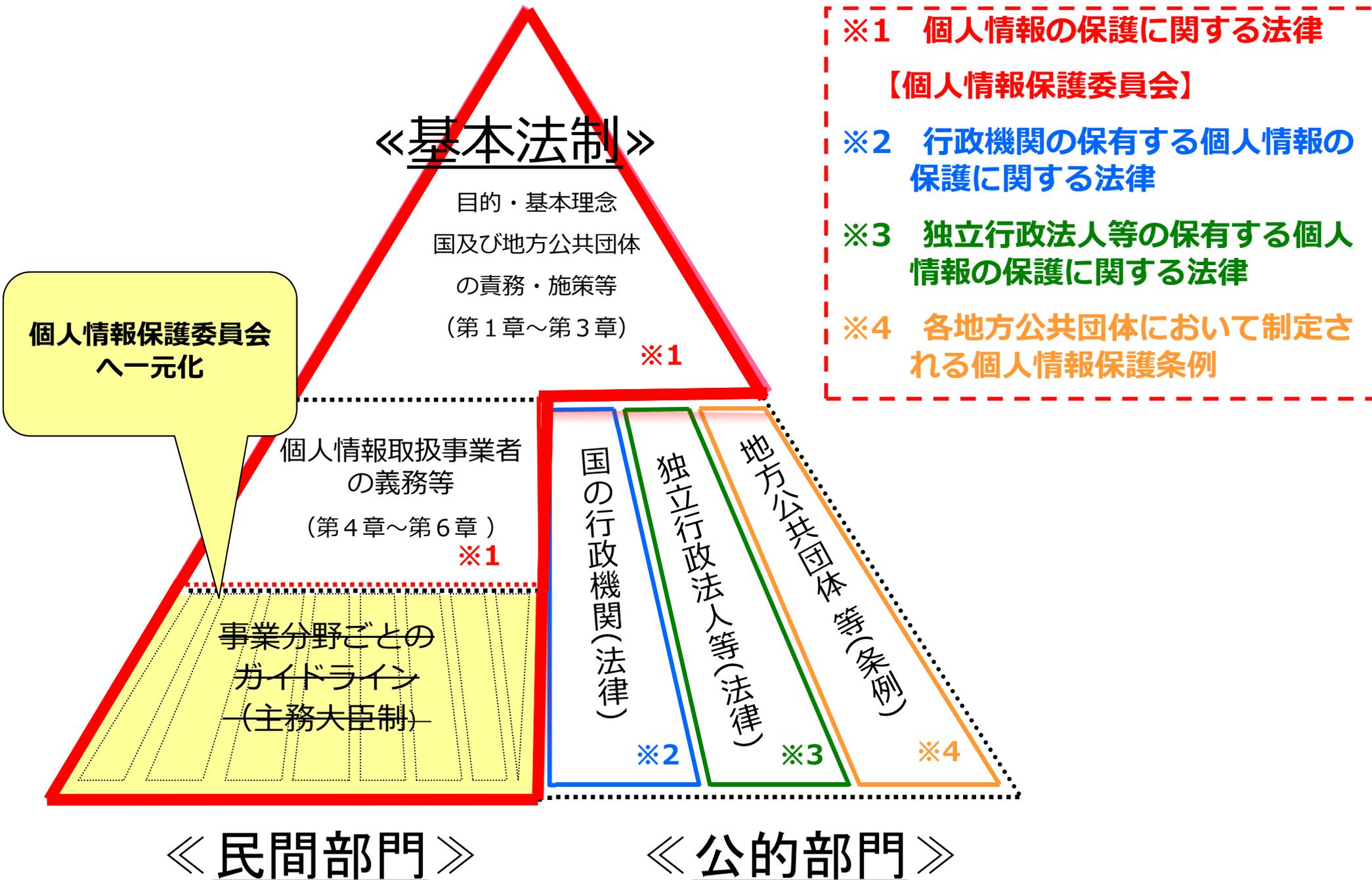
(「宴のあと」裁判 1964年(昭和39年)9月28日 東京地方裁判所)



生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などによって**特定の個人を識別できるもの**(他の情報と容易に照合することができ、それによって**特定の個人を識別することができることとなるもの**を含む。)、または**個人識別符号**が含まれるもの。

(個人情報保護法 第2条1項)

個人情報保護法とは



個人情報保護委員会
へ一元化

《基本法制》

目的・基本理念
国及び地方公共団体
の責務・施策等
(第1章～第3章)

※1

個人情報取扱事業者
の義務等
(第4章～第6章)

※1

事業分野ごとの
ガイドライン
(主務大臣制)

※1 個人情報保護に関する法律

【個人情報保護委員会】

※2 行政機関の保有する個人情報の
保護に関する法律

※3 独立行政法人等の保有する個人
情報の保護に関する法律

※4 各地方公共団体において制定さ
れる個人情報保護条例

国の行政機関(法律)

※2

独立行政法人等(法律)

※3

地方公共団体等(条例)

※4

《民間部門》

《公的部門》

(1) 行政機関個人情報保護法制定【1988年（昭和63年）】

→ 公的分野の規律を先行。民間分野を対象とする法制化は将来的検討課題となる。

(2) 民間部門の自主的取り組み

- 通産省ガイドラインの策定（1989年（平成元年）告示、1997年（平成9年）改訂）
- プライバシーマーク制度の導入（1998年（平成10年）） - （財）日本情報処理開発協会
- 日本工業規格（JISQ15001）の制定（1999年（平成11年））

(3) 住民基本台帳法の一部改正【1999年（平成11年）】

- 住民基本台帳ネットワークシステム導入。
改正時に与党3党合意。小淵元首相国会答弁（「民間部門も含めて個人情報の保護を図る」）

(4) 高度情報通信社会推進本部（後のIT戦略本部）における検討、法案化

- 個人情報保護検討部会「我が国における個人情報保護システムの在り方について(中間報告)」を公表（1999年（平成11年11月））
- 個人情報保護法制化専門委員会「個人情報保護基本法制に関する大綱」を取りまとめ（2000年（平成12年10月））。内閣官房個人情報保護担当室を中心として法案化。

(5) 個人情報保護法案の提出【2001年（平成13年）3月】

- 第151常会に提出されるが、継続審査扱いとなる。
- 第155臨時会において廃案（2002年（平成14年）12月）。

(6) 個人情報保護法の成立【2003年（平成15年）5月】

- 上記法案を修正、第156常会に再提出（2003年（平成15年3月））成立（公布、一部施行）

(7) 個人情報保護法の全面施行【2005年（平成17年）4月】

- 事業者の義務規定を含め、全面施行。

(8) 改正個人情報保護法の成立【2015年（平成27年）9月】

- 第189常会に提出、成立・公布。（公布から2年以内に施行）
個人情報保護法制定後初の制度見直し。

(9) 個人情報保護委員会の新設【2016年（平成28年）1月】

(10) 改正個人情報保護法全面施行【2017年（平成29年）5月】

1980年（昭和55年）

OECD8原則

- 目的明確化の原則
- 利用制限の原則
- 収集制限の原則
- データ内容の原則
- 安全保護の原則
- 公開の原則
- 個人参加の原則
- 責任の原則

1995年（平成7年）

EU個人データ 保護指令

※ 第三国移転制限条項あり

2018年（平成30年）

EU個人データ 保護規則 GDPR

- ※ EU域内同一適用
- ※ 第三国移転の例外措置として保護シール制度追加

個人情報でしょうか？

- あなたの氏名
- アニメの主人公の氏名
- 本日のセミナー担当をしている東京都の職員さんの職場のメールアドレス
- 防犯カメラに映ったあなたの顔写真
- 現在の日本の総理大臣
- パスポート番号
- マイナンバー
- 携帯電話番号
- スーパーのポイントカードに記録された買い物履歴



個人情報とは、生存する「個人に関する情報」であって、「その情報に含まれる記述等（文字だけでなく画像・音声等も含みます。）によって特定の個人を識別することができるもの

【個人情報に当たる】

本人の氏名

生年月日、連絡先（住所・居所・電話番号・メールアドレス）、会社における職位又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報

防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報

特定の個人を識別できるメールアドレス情報(keizai-hanako@jipdec.or.jp等のようにメールアドレスだけの情報の場合であっても、日本のJIPDECに所属するケイザイハナコのメールアドレスであることがわかるような場合等)

氏名等が記述されていない場合、周知の情報を補って認識することにより特定の個人を識別できる情報

【個人情報に当たらない】

企業の財務情報等、法人等の団体そのものに関する情報（団体情報）

記号や数字等の文字列だけから特定個人の情報であるか否かの区別がつかないメールアドレス情報(例えば、abc012345@xyzisp.jp（ただし、他の情報と容易に照合することによって特定の個人を識別できる場合は、個人情報となる）

個人識別符号とは、ある情報単体で特定の個人を識別できるものとして、個人情報保護法と同法施行例で定められている符号等のこと

個人識別符号が含まれる情報は個人情報に該当する

【個人識別符号に当たる】

特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもののうち政令で定めるもの

- ・ゲノムデータ等
- ・顔の特徴データ
- ・虹彩・声紋・歩行の態様データ・静脈認証・指紋又は掌紋認証など（組み合わせて本人を認証できるものを含む）

個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者若しくは購入者又は発行を受ける者を認識することができるもののうち政令で定めるもの

- ・旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民コード、マイナンバー、各種保険番号等

【単体では個人識別符号に情報に当たらない】

- ・携帯電話番号
- ・クレジットカード番号
- ・IPアドレス等

要配慮個人情報とは、不当な差別や偏見等が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、個人情報保護法と同法施行令で定められている個人情報

【要配慮個人情報に当たる】

人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述が含まれる個人情報

- ・ 身体障害、知的障害、精神障害等心身の機能障害
- ・ 意思による健康診断の結果、改善指導調剤等
- ・ 刑事事件に関する手続き、少年保護事件に関する手続き等

厳格なルールが定められている

- ・ 取得に当たって、あらかじめ本人の同意を得なければならない
- ・ オプトアウトによる第三者提供が禁止されている

【要配慮個人情報に当たらない】

- ・ 本籍地、労組組合の加入の事実、性的志向、クレジットカード番号
(機微情報として配慮を行う必要がある場合もある)
- ・ **推知させる** 情報にすぎないものは要配慮個人情報に当たらない

「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等（特定の個人情報を検索できるようにデータベース化したもの）を**事業の用に供している**者のうち、国の機関・地方公共団体・独立行政法人等・地方独立行政法人を除いた者

「事業の用に供している」の事業とは、一定の目的を持って反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない

ほぼすべての民間事業者が該当

【個人情報取扱事業者に当たる】

NPO法人 自治会 町内会 商店会 消防団 学校 PTA 同窓会 サークル
マンション管理組合等

特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物。

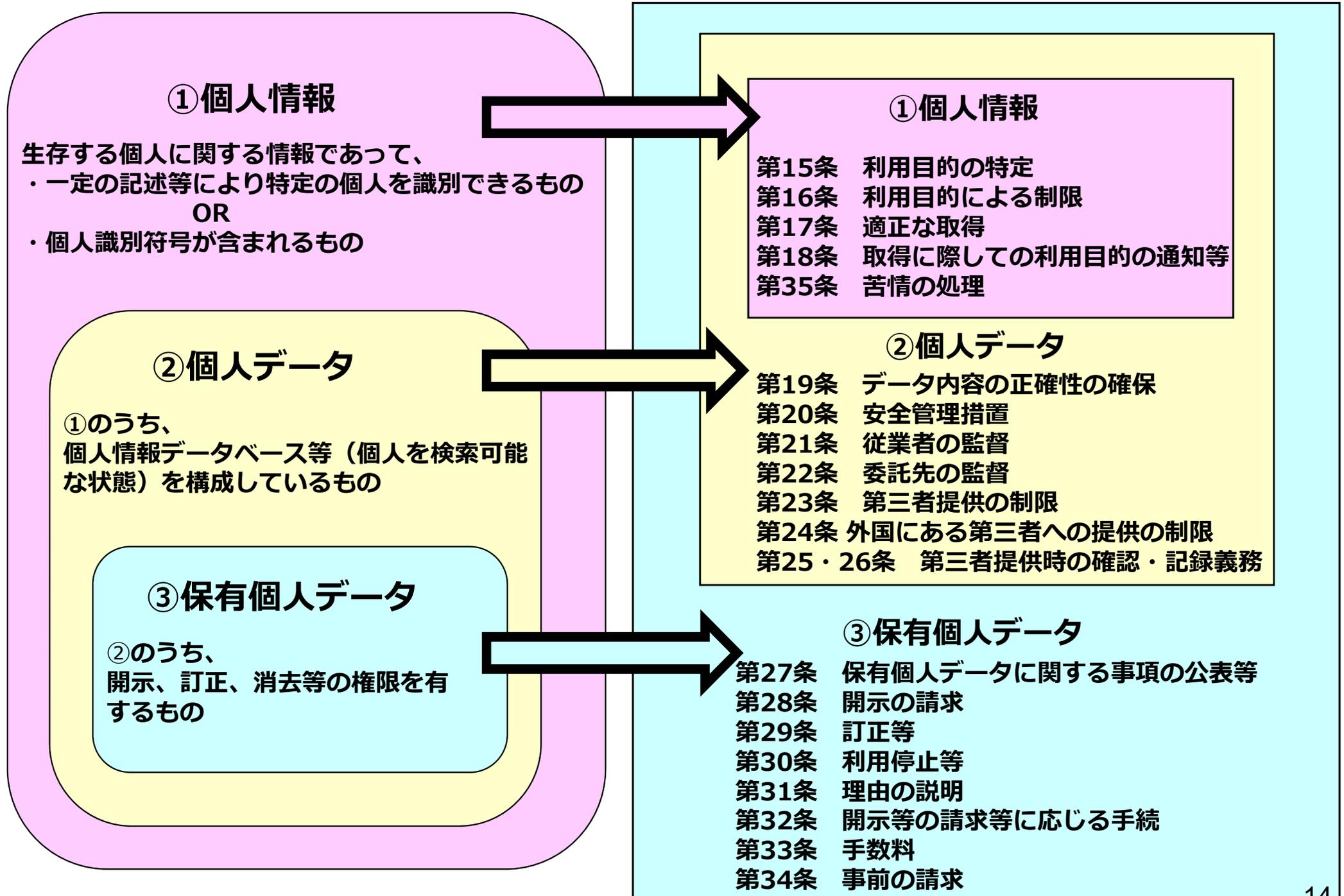
紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順等）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているもの。

【個人情報データベース等に当たる】

- 電子メールソフトに保管されているメールアドレス帳（メールアドレスと氏名を組み合わせた情報を入力している場合）
- 従業者が、名刺の情報を業務用パソコン（所有者を問わない。）の表計算ソフト等を用いて入力・整理し、他の従業者等によっても検索できる状態にしている場合
- 人材派遣会社が登録カードを、氏名の五十音順に整理し、五十音順のインデックスを付してファイルしている場合
- 氏名、住所、企業別に分類整理されている市販の人名録
- 携帯電話等のメモリに記録されている電話帳（氏名と電話番号等を組み合わせた情報を入力している場合）

【個人情報データベース等に当たらない】

- 従業者が、自己の名刺入れについて他人が自由に検索できる状況に置いていても他人には容易に検索できない独自の分類方法により名刺を分類した状態である場合
- アンケートの戻りはがきが、氏名、住所等により分類整理されていない状態である場合
- 文書作成ソフトで作成した議事録データ等に含まれる氏名（一覧表になっていないもの）
- 防犯カメラやビデオカメラなどで記録された映像情報（記録した日時による検索は可能であるが、氏名等の個人情報では容易に検索できない場合）
- 録音などにより記録された音声情報（会話中に氏名などが含まれていても、氏名等の個人情報をもとに容易に検索ができない場合）
- 宅配便などの送り状を単に発送した日付順に並べてファイリングしている場合



【法】

個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）

最終改正：平成28年5月27日法律第51号

【政令】

個人情報保護に関する法律施行令（平成15年12月10日政令第507号）

最終改正：平成28年10月5日政令第324号

【基本方針】

個人情報保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）

平成28年10月28日一部変更

【規則】

個人情報保護に関する法律施行規則（平成28年10月5日個人情報保護委員会規則第3号）

【ガイドライン】

個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）

（平成28年11月個人情報保護委員会ガイドライン）

個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）

（平成28年11月個人情報保護委員会ガイドライン）

個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）

（平成28年11月個人情報保護委員会ガイドライン）

個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）

（平成28年11月個人情報保護委員会ガイドライン）

【個人情報保護指針】

[JIPDEC個人情報保護指針（平成29年5月一般財団法人日本情報経済社会推進協会）](#)

みなさまからの事前質問

- PTAの個人情報の取り扱い
- 自治会の取り扱い
 - 自治会名簿の配布時の注意点
- 町内会の名簿の作成
 - 配布について
- 個人情報とは？
 - 個人情報の取り扱い方
- 災害時の取り扱い
- 委託先の監督について
- 相談窓口

【過剰反応における問題への対策 適用除外の例示の追加】

JR福知山線脱線事故の際、家族からの安否確認に対して個人情報保護法への対応に医療現場が混乱し、回答を躊躇するという問題が起こった。

【委託先の監督強化】

ダイレクトメールの印刷のために預かっていたクレジットカード情報を含む顧客情報を、再委託先従業員が不正に持ち出し第三者に売却。（約860万件）

【技術的安全管理措置に外部からの攻撃に対する措置項目を追加】

不正アクセスにより、委託先のサーバから顧客情報が流出（クレジットカード情報を含む可能性あり）。（全世界約7700万件 日本国内約740万件）

【共同利用の範囲を明確化】

共同利用の範囲について、「ポイント参加企業」では範囲が明確でないと消費者等により指摘を受けた。

【適正取得・再委託、再々委託先の監督責任の強化】

再々・・・委託先従業員が子どもの情報を含む顧客情報を不正に持ち出し、第三者に売却。（約2895万件）報告徴収の結果、社内管理体制、委託先の監督が不十分なため勧告を実施。

個人情報保護法の改正に伴う対応について

○保護者に個人情報を集める理由(目的)を伝え、通知・公表した上で、情報を集めその情報を使用することが必要になります。

○学校が保護者から個人情報を集める際に、PTAに提供することを伝え、通知して集め、PTAに提供することは可能な場合もあります。

(学校との協議が必要)

※学校と十分協議の上、何が必要な情報であるのかをよく精査するとともに、どのように集められたものかの確認が必要になります。また使用できる範囲などをよく確認をする必要もあります。

不明な点や迷ったときはその場で判断せず、関係機関に問い合わせる等も必要になります。

個人情報保護委員会HP <https://www.ppc.go.jp/>

※例えば通学班編成などを行う際に、入学前に住んでいる場所や住所などが必要になる時は、学校とよく打合せの上、行うことが必要になります。

○個人情報保護法とPTAへの入退会については、別の話です。
PTAについては、入学説明会などで、しっかり説明し主旨や目的を伝え、全ての保護者の方の加入が望ましいことを伝えることが大切です。

繰り返しになりますが、従来から個人情報を適切に取り扱っていれば、大きな負担とはなりません。今後は注意すべき点があります。ということになります。

○○○小学校PTA

クラス名簿について

名簿の配り方

- 掲載を希望する、希望しないに関わらず、クラス全員に配布します。
※ 掲載を希望しない方への配布は、しないで欲しいなどの意見もあるかもしれませんが、
本年はクラス全員に配布します。
- 連絡先に携帯電話、家電話の両方を記入、提出していただいた家庭の場合は家の電話を優先して記載しました。
- 訂正、追加、変更などがあるときは、各クラスでの対応をお願いします。
クラス懇談会時にその場で、追加・修正をしてください。
- 連絡網ではありませんので、学校からの連絡には使用しません。
クラス名簿という位置づけなので、各クラスにて運用はお願いしますが、名簿を使用して会員同士の連絡を流すことも致しません。
目的は会員同士の連絡、コミュニケーションのツールです。
現状では学校に連絡して、先生に連絡先を聞くという手段になってしまいますが、基本的には学校は、連絡先は教えてくれません。

- ※ 連絡網がなくなり、会員同士の連絡ができなくなってしまいましたので、本年度は新たな試みとして、クラス名簿を作成しました。来年度も作成するかは現段階では決めていません。本年度1年間運用してみて、様子を確認しながら、よりよい形にしていきたいと考えています。
- ※ 様々な意見が出てくるかもしれませんが、その場での対応、変更はせずに意見として会長に伝えます。という対応で構いません。
- ※ PTAでは基本的に、お渡しした後は、管理はしません。転出入による追加や変更は各クラスでの対応をお願いします。(学期ごとのクラス懇談会時に改変はさせていただきます。)

クラス名簿作成について

陽春の候、会員の皆さまにおかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は、本校PTA活動へのご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さてメール配信の確立に伴い、クラス連絡網がなくなりました。学校からの連絡についてはメールにて対応できていますが、会員同士、各家庭間での連絡などを行う際、連絡先がわからず、連絡を取りたくてもできないということが起こるようになりました。

そのためPTAとして会員同士の連絡のツールとして、各家庭の連絡先の入ったクラス名簿の作成を昨年に引き続きさせていただきたく、お願い申し上げます。

下記のフォームを使用し、皆様の連絡先の確認をさせていただきます。主旨をご理解の上、皆さまにはご協力いただきますようお願い申し上げます。

皆さまからいただいた連絡先につきましては、PTAで厳重に管理するとともに、クラス名簿作成以外には使用いたしません。また事情により名簿に連絡先の記載を希望されない会員の方はその旨をお知らせください。よろしくお願いいたします。

----- 切 り と り -----

お子様の名前	ご連絡先
名簿への記載	希望する 希望しない

- ※ 月 日までにクラス担任の先生にお子様を通じてご提出ください。
- ※ 連絡先はご自宅でも携帯でも構いません。
どちらか一方をご記入ください。両方記入された場合はご自宅にさせていただきます。

出典:「クラス名簿について」「クラス名簿作成について」
(公益財団法人日本PTA全国協議会 Webサイトより)
<http://nippon-pta.or.jp/news/apleht0000000ks6.html>

• 個人情報保護法とPTAの関連は？

個人情報は、すべての人や組織が保護に努めることが求められるものです。中小規模の組織に関しては、安全管理について一定の配慮がされるとなっていますが、細心の注意を払って、間違った使い方や漏えいを起こさないようにすることには変わりはありません。

• PTAはどのように対処すれば良いのか？

個人情報を扱う場合には法律に則って扱うことが基本ですが、法律を詳細まで理解するのは難しい面があります。PTA内で取り扱い方を決めて、それを中心に専門家に相談しながら対応することをお勧めします。

• 学校との連携はどのようにすれば良いのか？

学校とPTA、教育委員会はそれぞれ独立した異なる組織です。つまり、個人情報を取扱う場合には第三者提供に該当しますので、十分に相談して取扱いに関するルールを明確にし、関係者に周知、徹底することが重要になります。専門家に相談して、学校とPTA、教育委員会とPTAの間での規則を明文化することを検討してください。

法律を遵守し、管理に気を使っても絶対ということはありません。重要なことは「個人情報の大切さ」を常に意識し、取扱いに関しての点検を行うことです。

【参考】

事業者向けにPマーク(プライバシー・マーク)制度というものがあります。

個人情報を適切に取り扱っている事業者が取得する第三者認証制度です。

ご自身が企業に個人情報を提供する際、Pマークを持っている事業者であるか確認するのも、自分の情報が正しく使われるのかを判断する目安になります。

- ✓ 何に使うか、決める（利用目的を特定）
- ✓ 決めた目的の範囲で使う
- ✓ 目的以外に使いたいときは、本人に同意をとる（例外はあります）
- ✓ 適正に取得する
- ✓ 何に使うか、相手に説明する
- ✓ 持っている情報は、漏らさない、なくさない
- ✓ 勝手に第三者に見せない、渡さない
 - 第三者に見せる、渡すときには、本人の同意をとる（例外はあります）
- ✓ 本人から自分の情報を見せてほしいと言われたら、対応する
 - 訂正してほしいと言われたら、対応する

個人情報に触れることは怖いこと・・・ではありません
必要な時には、正しいルールに従って上手に利用しましょう

個人情報保護委員会Webサイトには、さまざまな啓発資料が紹介されていますので、ご活用ください。

<https://www.ppc.go.jp/news/publicinfo/>

個人情報保護法全般について

- **初めての個人情報保護法 ～シンプルレッスン～**

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/1711_simple_lesson.pdf

自治会・同窓会の皆様向け

- **会員名簿を作るときの注意事項**

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/meibo_sakusei.pdf

民生委員・児童委員に関する資料

<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/minsei-jidou.pdf>

個人情報保護委員会

個人情報保護法相談ダイヤル

電話番号 **03-6457-9849**

受付時間 **9:30～17:30**
(土日祝日及び年末年始を除く)

【参考】

個人情報の取扱いに関する苦情について

- 事業者の苦情受付窓口
- 最寄りの消費生活センター
電話相談窓口として「消費者ホットライン」(電話番号188)
- 認定個人情報保護団体
対象事業者の対応に限る

リスト https://www.ppc.go.jp/files/pdf/20190912_nintei_list.pdf



一般財団法人日本情報経済社会推進協会

認定個人情報保護団体事務局 篠原 治美

nintei-inq@tower.jipdec.or.jp